

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県情報公開条例	公 布 日	平成11年10月15日	
条 例 番 号	平成11年三重県条例第42号	直 近 改 正 日	平成20年12月25日	
所管部局課	戦略企画部情報公開課	電 話 番 号	059-224-2071	
条例の概要	県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的とするものである。	条例の 類型	その他	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利について定めることは、現在の社会情勢においても妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	本条例は公文書の開示その他の手続について、県民の権利及び県の義務を定めるものであり、条例で定める必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき、開示請求等の手続は運用されており、現在行われていないものはない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	本条例は公文書の開示その他の手続について、県民の権利及び県の義務を定めるものであり、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	本条例と類似の規定を有する法令や他都道府県の条例に関する判例動向からも、憲法等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づく事務手続については、別途要領を定めており、当該要領に基づいて実務も運用されており、食い違いはない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である県の説明責任等を果たすために必要な手続が各条で定められており、整合は図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョンでは、行政情報の積極的な公開について定められており、これと条例の目的は整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の目的を達するために、必要不可欠な事項が定められており、廃止した場合には県民に不利益となったり、県の事務に支障が認められる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例の目的を達するために、必要不可欠な事項が定められており、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	本条例の中で、法令や他条例との調整は図られており、重複はない。	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	いいえ	商業目的の開示請求が増加しており、それに伴うコストも増大している。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例に基づく権利は全ての県民に一律に付与されており、平等である。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行に伴うコストの負担は、受益者負担を除いて、一部に偏ることはない。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する の公平性のあるように、商業目的の開示請求が増加していることから、開示請求に伴うコストの費用負担のあり方を検討する必要がある。	情報公開制度の商業目的利用については、全国的な傾向であり、国や他自治体の動向も踏まえる必要がある。	無	無